

○江崎委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

会社法改正案について質問させていただきます。

会社と日本の統治機構を比較して言いますと、株主総会を構成する株主と国民というのは同じような位置づけではないか。その国民から選ばれる我々国会議員というのは会社でいうと取締役のようなものではないか。そして、その取締役から選ばれる代表取締役と対比されべきは、国会でいいますと、内閣総理大臣が CEO であり、谷垣大臣はさしづめチーフ・コンプライアンス・オフィサーというような立場なのではないかと思つております。

そういうふうに見ていきますと、国会議員の中でも、与党議員は社内取締役、野党議員は社外取締役のようなものでありまして、この委員会がもし社外取締役である我々がいなかつたらどういう

- ◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取されることのないようお願いいたします。

ふうになつてゐるんだろうか。もう全部その社内取締役、谷垣チーフ・コンプライアンス・オフィサーの言うことが全部通つちやうようなことになつたら、これは全く取締役会の形骸化になつてしまふわけでありまして、だからこそ、やはり社外で独立した方がチエック機能を働かせるというの是非常に大事ではないか。

そういうことを、野党としてしつかり責任を果たすという意味でも、今政府の方から出されていいる社外取締役の設置を法的には義務づけないということについては、物を申さなくてはいけないと思つてゐます。

きょうは、その点、それから後半については、ちよつとまた企業の社会貢献ないしは少数株主の保護といった観点からの御質問もさせていただければと思つております。

まず最初に、副大臣にお尋ねしますけれども、私は前回の委員会の答弁で気になつた御答弁がありましたので、その趣旨、真意を尋ねたいと思ひます。

たしか小田原委員からの御質問に対して、トップマネジメントのあり方というような文脈の中で、私は前回の委員会の答弁で気になつた御答弁がありましたので、その趣旨、真意を尋ねたいと思ひます。

日本企業の実情、国民の価値観あるいは文化、やはり、草食系の延長線上で、日本の国環境、そういうのを最終的にはつくらなくてはいけないんだろうなと思つています。

そのときに、最後の段階では社外取締役という人が過半数でなくてはいけない、あるいは大多数でなくてはいけないというふうに感じますけれども、今の日本の企業の実態等々から考へると、先ほど言つたいろいろな条件があると思うんですが、そういうことをから考へると、今は、今皆さん方にお示ししている会社法でいいのではないかとかというふうなことがありました。

この発言の御趣旨について、もう一度御説明いただけますか。

は、私自身、ちゃんと意思があつて、そういう発言をしてあります。

その前に、ちよつと先ほどのコンプライアンスオフィサーの話ですけれども、総理大臣は CEO であります。ただし、内閣を構成している大臣は、私は執行役だと思っています。皆さん方は株主だらうと思います。そういうふうに位置づける方がいいんじやないかなと思つていて、では、社外取締役というのはどこにいるんだというのは、ちよつとまだ答えが出ていないところであります。それはそれとして、私は、日本の企業経営を正しい道へ歩ませていくためには、今までの商法なり会社法ではだめなんだということは私自身感じているんです。かといって、それでは、理想的な会社法というのが、先ほどの話の例を言いますと、草食系から肉食系といった、肉食系を見習えということなのかというと、それも違うと思うんです。やはり、草食系の延長線上で、日本の国環境、そういうのを最終的にはつくらなくてはいけないんだ

まして、それは、前回のときも遠山委員の御質問にお答えしたはずであります。

そういう意味で、最初の段階でちょっと反対ということばかりがぴょっと出たものですから、皆さん方に誤解を与えたかもしれません、今申し上げていることが基本的に私の考え方であります。

○階委員 てつきり、反対しますと言わされたものですから、副大臣も社外取締役になられたのかな

という気もしましたけれども。今の御説明と反対しますというのは全く正反対のことを言っていますから、ちょっとそこは御答弁としていかがなものかということを苦言を呈させていただきます。

その上で、自民党さんも、選挙の前に政権公約、我々の場合だとマニフェストと呼んでいますけれども、そういうものを出させていらっしゃいました。我々が政権担当当時は、そのマニフェストで約束したことができなかつたということで、谷垣当时総裁にも非常に厳しいお言葉をいただきました。我々も、大変反省はしつつ、何とかそういうことを繰り返さないようにということを自戒を込めて思つております。

そこで、自民党さんの方で、選挙の前にJ-1ファイルというものを出されていますね。二〇一二年の総選挙の前にも、あるいは昨年の参議院選挙の前にも出されていますが、その中では「上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化」というのが記載されています。この記載というのは、法制審議会の答申がなされた後にそれぞれそういう記載があるわけで、法制審議会の答申があつたにもかかわらず、あえてこれを変えるということ

から、こういう記載になつているものだと思つています。

ところが、今回の法案では結局、答申どおりとすることになつてますが、なぜそのようなことになつて、社外取締役の選任が義務化されなかつたのかということについて、大臣から、マニフェストを大事にする立場から、おつしやつていただけますか。

○谷垣国務大臣 今、階委員がおつしやいましたように、自由民主党は、平成二十五年六月二十日にJ-1ファイル二〇一三、総合政策集というのを発表しております。そこで、社外取締役の導入促進、上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化など、各種具体策についてその導入、推進を検討して、企業統治改革を推進する旨が記載されています。私もそのことはよく承知しております。

社外取締役の選任を会社法において義務づけるか否か、これにつきましては、法制審議会の会社法部会において最も重要な検討課題として取り上げられて、非常に厳しい、いろいろな御議論があつたことは先ほども御答弁申し上げました。

○階委員 法制審議会の案よりも前進したことは私も認めますけれども、どうせ前進させるんだつたら、法的義務のところまでいっても私は差し支えなかつたんだと思っています。

その点について、以下、議論をさせていただきます。

まず、社外取締役の選任を義務づけなかつた理由として、今も大臣の方から、コンセンサスが得られなかつたという話ですけれども、パブリックコメントが会社法の見直しに関してなされてい

なかつたわけでございます。

政府としては、これを受けまして、改正法案においては社外取締役の選任を義務づける旨の規律は設けないことになります。今回お出ししていることになつて、改めてお出ししていきます。

しかし、提出するまでの過程ではさらに与党と

いろいろ御議論がございまして、当初の政府の案に比べますと、それをどう表現し評価するかは若干難しいところでございますが、私は、義務づけとは書いておりませんけれども、社外取締役を置くことについて相当強い、事実上促す内容を持つものになつてきました。これは、その間での政府と

与党間のいろいろな御議論に基づくものでござります。

政府としては、これを受けまして、改正法案においては社外取締役の選任を義務づける旨の規律は設けないことになります。今回お出ししていきます。

調査室の資料集にもそのパブリックコメントの結果が書かれておりますけれども、A案、B案、C案という三案を示してパブリックコメントを実施したわけですね。私は非常にこれも作るだなと思つています。

結果的に、C案という、現行法の規律を見直さ

ない、つまり義務づけを見送るということが多数だつたわけです。A案というのは、ざつくり言えども、広い範囲の会社で義務づけを認めよう、B案といふのは狭い範囲の会社で義務づけを認めようということです。

このA案とB案、別個に見ていくとC案よりも少ない。確かにC案が、A、B、Cの中では一番多いんですけれども、AもBも、広いか狭いかは別として、法的に社外取締役の設置を義務づけようという案であることは変わらないわけですね。

したがつて、AとBを足したものとCを比べてみると、AとBの足したものの方がパブコメの意見の募集結果だと上回つているわけですね。我々が出している今回の対案ですけれども、実は、このA案、B案というのは狭い範囲で社外取締役の設置を義務づけるという案でございますと、B案よりもむしろもつと狭いぐらいいの範囲で出しているわけでございます。

当然のことながら、さきのパブコメの結果と照らしてみると、広過ぎると言っていた方たちにとつてみると、我々の案は狭い範囲だからよからうということになるはずですし、逆に、狭過ぎると言われていた方たちにとつてみると、確かにそれ以上に狭い案だからけしからぬという向きもあるかもしれません、そもそも、今の政府の案といふのは、狭い以前に認めないという案ですから、全くゼロのものは、プラス一でも二でも前进しているということですから、この方たちにとつても納得いただけるのではないか。要するに、何が言いたいかといいますと、パブ

コメあるいは法制審議会でコンセンサスが得られないということなんですけれども、少なくとも、我々のような狭い範囲で設置を、しかも一人以上でいいという案ですから、この範囲であればほぼ大方の同意が得られるのではないかと思つていまして、コンセンサスが得られないから義務づけは見送るというのは私は不適切ではないかと思つています。この点について、大臣の御見解を伺います。

○谷垣国務大臣 委員、資料に基づいて、パブコメについておつしやつたわけですが、これは、法制審議会会社法制部会が平成二十三年の十二月に取りまとめた中間試案について、パブリックコメントの手続を行つたわけです。

それで、A案、B案、C案と、委員のおつしやつたとおりでございますし、そういう問題の立て方に対してもまたいろいろな御議論はあるんだと思うんですが、そのパブリックコメントの中で、

社外取締役の選任を義務づけるという案に賛成する意見が多数寄せられることも、これは事実でございます。しかし、現行法の規律を見直さないと

いう案に賛成する意見も多数あつたこと、これも事実でございます。

さらに、パブコメを終えた後、法制審議会の会社法制部会におきまして、パブリックコメントの手続の結果も踏まえた検討が行われたところでございます。

そこで、今、民主党、階委員などがお出しになつた法案と同様に、公開会社であり、かつ大企業である監査役会設置会社のうち、その発行する株

式について有価証券報告書を提出しなければならないものに限定して社外取締役の選任を義務づける、これは民主党のお考え、そういうお考えでつくれておられると思いますが、そういうことの当たりもこのときの法制審議会の部会で御議論をいたしましたが、このときも依然として消極、積極、双方の立場が、かなり厳しい対立があつたということをございます。

委員は、A、B、C等々の分析から、コンセン

サスを得ることは不可能ではないのではないかと、いう御見解でございますが、私どもは、以上のような手続を踏まえまして、社外取締役の選任を義務づけること、それは、対象となる会社を限定しても賛否が分かれ得るものと考えて、コンセンサスを得ることが難しかつた、一応こういう結論に達したという事でございます。

○階委員 それでは、範囲を限定した会社で議論させていただきます。

今回の政府案では、今大臣もお話しされましたとおり、公開会社で株券を上場している会社については、社外取締役を置かない場合は、置かないことにつき相当な理由を説明しなさいということです。我々の案は、同じ範囲の会社について、一人以上の社外取締役の設置を義務づけるというものでございます。

議論を便利にするために、便宜、対象会社と言いますけれども、今の対象会社の中でもいろいろな規模や状況があるということから、先日のこの委員会でも、政府側の答弁ではなくて質疑者の方から、規模や状況いかんにかかわらず、一律に社

外取締役の選任を義務づけるのは適切ではないと  
いうようなコメントがありましたけれども、私は  
思うに、仮にそれが、規模が小さいものとか社歴  
が浅いものとかいうものは社外取締役は負担にな  
るからやめた方がいいというのであれば、むしろ、  
私は逆ではないかという立場です。

なぜならば、上場間もない、発展途上の株式会  
社であればあるほど、通常は株式を経営者一族が  
持っている割合が高くて、会社の利益と相反する  
ような判断がされやすいのではないか、個人の利  
益を重んじやすいのではないかというふうに思  
います。とすれば、少数派に属する一般株主の利益  
を守るという観点から、社外取締役がなお一層必  
要性が増すのではないかと思っております。

ですから、私は、株式会社の規模や状況にかか  
わらず、さつきの対象会社については社外取締役  
の選任を義務づけるべきだと思うんですけれども、  
この点、いかがですか。

○谷垣国務大臣　今、階委員がお挙げになつた例  
で、まだ創立それほど間がたつているわけではな  
い、発展途上である、そういう企業であつても、  
当然のことながら、十分なガバナンスが行われて  
いる、適切な企業統治のもとに活動しているとい  
うことは極めて大事なことだらうと私は思います。  
そのためには社外取締役が役に立つという御議論  
は、私はそういう面は非常にあるだらうと思うん  
ですが、他方、私も実は企業経営というものは実際  
にはしたことがございませんので、やや講壇設例  
的なことを申し上げるかもしれません、発展途  
上の株式会社というのは、いろいろな規模がある

と思いますが、その規模によつては、まだ社外取  
締役のコスト負担というのもあるんだろうと思う  
んです。そういう人材確保に伴うコスト負担が非  
常に重いな、置こうとすると、なかなか、会社が  
うまくいくかなというようなところも私はないわ  
けではないだろうと思います。

そこで、そういうところにまで義務づけていい  
のかどうかということがござりますので、社外取  
締役の選任をそこまで一律に義務づけるのはどう  
かなど。私もまだ、企業経営の経験がございませ  
んので、頭の中の判断にとどまりますが、今の委  
員の御議論に対しても、ちょっとそういうような  
ことを感じます。

○階委員　規模の小さい会社にとつてみると、コ  
スト負担が重いということのほかに、よく言われ  
るのが、そんなに業歴が長くないと、社外取締役  
を見つけるような人脈もないということで、人材  
を見つけるのが大変だというような議論もあるわ  
けです。

ただ、上場している会社であれば、規模のいか  
んにかかわらず、すべからく監査役会設置会社に  
なつていています。これは法令上、大企業であつても、  
自然にそなつていて、中小会社であつても、  
上場規則でそなつていますから、少なくとも監

査役会設置会社であると。監査役会設置会社であ  
ると、最低二人は社外監査役というのが必要なわ  
けですね。この社外という点でいえば、社外取締  
役も同じなわけで、だからこそ、今回、新たな会  
社の類型を設けて、監査等委員会設置会社におい  
ては、社外取締役をそのまま監査等委員につける

ことによつて、従来の社外監査役は必要なくなる。  
要するに、社外監査役と社外取締役は、ほぼ同じ  
ような人材で足りるということになつていてるんだ  
と思います。

すなわち、何が言いたいかといいますと、そも

そも、上場している会社であれば、社外から、監  
査役、取締役の違いはあれ、役員を引っ張つてこ  
なくちやいけない、そういう負担を負つてているの  
は変わらないのだから、あえてここで社外取締役

の設置を義務づけたとしても、社外監査役をなく  
する、さつき言つた監査等委員会設置会社にすれ  
ば従来と負担は変わらないのではないか、こうい  
う問題意識なんですね。

負担が重いとか人材確保が困難ということは、  
今述べたような理由で、私は理由がないと思つて  
おります。この点についてはいかがでしようか。

○谷垣国務大臣　私も十分な知見があるわけでは  
ありませんが、実は、先日、大変個人的なことを  
申し上げていけませんが、私の大学のときのクラ  
スのクラス会、毎年一回やつてているんですけど、ござ  
いました。ちょうどことは大学に入りました  
五十年目でございますが、ほとんどの同級生は、  
オーナーは別といたしまして、大企業に勤めてい  
たような者はほとんどみんな引退でござります。

そういう中で、数名、いろいろ動きがありま  
したのは、最後、実は自分は監査役をやつていたん  
だけれども、今度、社外取締役というのも入れな  
きやならないので、もう引退して悠々自適しよう  
と思ったら、社外取締役をやれと言われて、でき  
るかなというような議論がございまして、なるほ

ど、非常に小さなサークルではございますが、そういう社外取締役の確保にいろいろな動きが起っています。そこで、今、階委員がおっしゃるように、確かに上場企業であれば、社外監査役も必要だといふことで、今までその人材を確保されてきたと思います。一体どういう人が社外監査役になつているのか。これはいろいろだと思いますが、私の友人などで申しますと、弁護士をやつている者が社外監査役になつていて、それから先はちよつと、後から検察庁から叱られるかもしれません、検察のOBなどもかなり社外監査役をやつておられる方、私は直接知っているわけではありませんが、新聞等で人事を拝見しますと、監査役になつて、ああ、あの方も社外監査役を務めておられるのかと思つたりするところが多うございます。

それで、確かにそういうことはあるんですが、では、人材として、社外監査役と社外取締役が全く同じ人材のところから、ある意味では重なつてゐると思います。しかし、では、弁護士の出身者の私が社外監査役は務まつても、社外取締役は、あいつできるのかなど、そう言つちやいけませんが、そういうふうに思つともござりますね。つまり、今までの訓練の資質が違うと思います。恐らく検察官の場合も、社外監査役としては十分な能力を發揮するということはあるんだろうと思ひますが、では社外取締役としてはどうなつかれも私はよくわかりません。

そこで、今、階委員がおっしゃるように、確かに上場企業であれば、社外監査役も必要だといふことで、今までその人材を確保されてきたと思います。一体どういう人が社外監査役になつているのか。これはいろいろだと思いますが、私の友人などで申しますと、弁護士をやつている者が社外監査役になつていて、それから先はちよつと、後から検察庁から叱られるかもしれません、検察のOBなどもかなり社外監査役をやつておられる方、私は直接知っているわけではありませんが、新聞等で人事を拝見しますと、監査役になつて、ああ、あの方も社外監査役を務めておられるのかと思つたりするところが多うございます。

そういう意味で、ある意味で確かに負担、経済的負担というような意味では共通なところがあるかもしれません、新しい人を探してきて、自分のところのことをうまく担当してくださる社外取締役を探してくるエネルギーというのは、これは人材不足ということと関係してくるのかもしれません、やはり相当なエネルギーを割いてやらなければならぬ課題ではないのかなという感じがいたします。

○階委員 今の大臣の答弁を伺つていて、ああ、なるほど、だから法務省は社外取締役の設置を嫌がるのだなと思いました。

というのではなくかというと、検事さんがこれまで社外監査役として雇われていたものが、これが社外取締役になつちやうと、自分の居場所がなくなつて、言葉は悪いですけれども、天下り先がなくなつちやうことを危惧して法務省はこういうものをしてきたのではないかというふうに感じるのは出してきたのではないかというふうに感じるのは、わざです。

確かに、私は、取締役については、監査役と必ずしもイコールの能力が要求されるとは思つていませんけれども、ただ、日本の会社経営に対して、余りにも経営判断というか経営者の裁量というのが重んじられ過ぎたのではないか。特に、内部から上がつてきた、要するに会社の文化とか常識に染まつた考え方の人が、それぞれ独自の裁量、独自の文化でいろいろな物事を決めてきたということが、常識と外れたようなことが時には行われてきた。

だからこそ、私は、チェック機能を果たせる人

材が必要なのではないか。そのチェック機能という意味では、私は、検事さんであれ弁護士であれ、かもしれません、新しい人を探してきて、自分何も法務省は天下り先がなくなるとか心配する必要はないので、これはやるべきだと思います。

それから、先日、十一日の法務委員会で、民事局長の方から、社外監査役が二人いるということを説明するだけでは社外取締役を置くことが必要でない理由の説明にすぎませんで、相当でないところまでの説明になつていないという、遠山委員からの質問に対する御答弁がありました。

私もそう思つたんですが、遠山委員もその答弁を受けて、わかつたようなわからないような話だねということをコメントしていました。

ただ、私もその後、もう一回議事録を読み返してみて、これはこういうことなのかなと思つたのは、まず、必要でないという理由の説明というのは、社外取締役を置いたとしても、会社にとつてメリットあるいはプラスがないという理由を説明することを指すのではないか。そして、相当でない理由の説明というのは、社外取締役を置いてもメリットないしプラスがないというのみならず、社外取締役を置くことが、かえつて会社にデメリットやマイナスを生じさせてしまうという弊害が

起きるような可能性がある場合を指すのではないかというふうに思つたんですけれども、こういう理解でいいかどうか、先日御答弁いただいた局長からお願いします。

○深山政府参考人 今御指摘ありましたように、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明し

なければならぬ以上、御指摘のとおりですが、置かない理由とか、置くことまでは必要ないといった理由を説明するだけでは足りません。社外取締役を置くことが、かえつてその会社にマイナスの影響を及ぼすそれがあるというような事情を説明しなければならないものと考えております。

○階委員 つまり、相当でないというのは、置くことがかえつてマイナスになるという、私は極めてリアケースなのではないかというふうに思っています。

先ほども少し大島委員の質問に対して御答弁がありましたけれども、もつと具体的に、極めてまれなケース、ナローパスだと思いますけれども、どういう場合が社外取締役を置くことで会社にデメリットないしマイナスが生じる場合なのかということを御説明いただけますか。

○深山政府参考人 これは何度もお話ししているとおり、各会社の個別の事情に応じて理由を説明していくなかくちやいけないということもあって、こうしたことであればいいんですということをここで一律の話として申し上げるということは困難でございますし、また、かえつて、そういうふうな説明さえすればいいのかという誤解を招くそれもあって、適当ではないと思つております。

ただ、極めて例外的だというのは御指摘のとおりで、ごく普通の企業で相当でない理由を説明するには相当困難であるというふうには思つております。

○階委員 具体的なことは法務省令には出るんですか。それとも、法務省令を見ても、今おっしゃ

ったような理由で、そこは相当程度抽象的な内容にせざるを得ないということになりますか。どちらですか。

○深山政府参考人 今、法務省令のお話が出ました。

法務省令で、事業報告と株主総会参考書類にこの相当でない理由を記載することを義務づける予定としておりますが、その法務省令においては、社外監査役が二名おり、社外者による監査、監督として十分であるというようなことだけでは足りないということや、各会社のその時期の個別の事情に応じてこの相当な理由を述べなくちやいけないというようなことを、まだ文言は決まっておりませんけれども、そういったことを法務省令で規定することを今検討しております。

○階委員 ないといふことだけでは足りない

といふことや、各会社のその時期の個別の事情に応じてこの相当な理由を述べなくちやいけないといふこと、まだ文言は決まっておりませんけれども、そういったことを法務省令で規定することを今検討しております。

○階委員 多分、実務のガイドラインとしては非常に頼りないものがありまして、先ほどの御答弁にもあつたように、説明を怠つたりした場合はもちろんでけれども、仮に、その説明が不十分だった、いわば、社外取締役を置くことが相当でない理由の説明自体が相当でないといふ場合においては、これもやはり取締役の善管注意義務違反、忠実義務違反になるということでありますよね。（深山政府参考人「そういうことになります」）

そこで、では、強く促すのと法的に義務づけるのとどこが違うかというと、この辺はかなりディケートなところがあることも事実でございます。

一方で、会社が、そういうふたつ説明責任を果たす上で難しい判断を強いられ、それを守るために多大な労力、コストをかけるといったことを考える

選任を義務づけてくださつた方がよっぽど楽なのではないか。

そういう観点から考へても、社外取締役を一人以上、しかも、さつき言つた対象会社は極めて限られたものです。大臣からお考へをお願いします。

○谷垣国務大臣 確かに、階委員のおっしゃるよう、義務づけるという結論をもつて法改正をされるというのも一つのお立場だらうと私は思います。

それで、現実の効果がどれほど違うか、我々の案と民主党がおつくりになつた案とどれだけ違つてくるのかということを、私は今、正確に見通す力はございませんけれども、我々の案は、法制審議会等で義務づけに対する批判も相当あつたところからこういう形にしておりますが、先ほど来申しておりますように、法的にはともかくとして、事実的にはかなり強く社外取締役を設置するよう促す内容になつてゐるといふに考えております。

そこで、では、強く促すのと法的に義務づけるのとどこが違うかというと、この辺はかなりディケートなところがあることも事実でございます。

だからこそ、先ほど来の御議論のように、先ほど大島委員の御議論でもございましたけれども、二年たつたらもう一回見直すようにといふか、議論をしろとか、いろいろなことがあるわけでございますが、大きな流れは一致しているのではないかというふうに私は考えております。

○階委員 ベクトルの方向は一緒だということはおっしゃるとおりなんですが、ベクトルの長さがやや足りない。もう一步前に進んでもらえればいいし、前に進める上で、私がいろいろ申し上げましたけれども、ハードルというのはないんじやないか。むしろ、前に進めることで実務の要請にも応えられるのではないかということ。

もう一点申し上げますと、よくダイバーシティということなどが言われて、今、安倍政権でも、二〇二〇年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも三〇%程度に持つていこうというようなことで進められて、いろいろ、先日も人事院総裁も女性を登用されたりといふことで、私はそれは好ましい方向性だと思っています。

それに資するという意味でも、社外取締役の設置を義務づけることで、より女性を登用しやすくなるのではないか。会社によつては、過去の男女雇用機会均等法以前に採用された方がまだ多数いらっしゃつたりすると、幹部のレベルに女性の候補が少ないのでないかと思つていますので、女性を幹部に登用するという意味でも社外取締役の設置というのはいいのではないかと思つています。この点に関して、大臣はどのようにお考えになりますか。

○谷垣国務大臣 実は、この階委員の御質問は私の盲点でございまして、こういう御質問があるのかと思つて実は伺つたわけでございます。もちろん、今、安倍内閣が取り組んでおりますように、女性の活躍の場を広げていく、女性の力をフルに使えるようにしていくことは、社

会にとつて極めて大事でございますが、社外取締役を義務づけたことがすぐにつながるのかどうか、全くつながらないとも思ひませんが、すぐにどれぐらいつながるのか、ちょっとと明確にお答えするのは難しいなと思つております。

○階委員 ダイバーシティの観点から社外取締役の設置を義務づけていくべきというような意見も、私が以前お話を伺つた会社法の専門の弁護士さんはおっしゃっていますから、あながち荒唐無稽な話でもないと思つていますし、まさに女性を積極的に登用していくのであれば、今までのやり方に固執するのではなくて思い切つてさらなる一步を踏み出さなくちゃいけないということで、もう一步前に進んでいただきたいというふうに我々は考えておりますし、それはもともと自民党さんも政権公約に書かれていたことですから、本来、自民党さんもやろうと思つていたことではないかと思つていますので、後押しをしたいという思いもあります。

葉梨政務官、大変お待たせいたしました。

今まで、社外取締役の設置で企業のガバナンスを強化して企業経営を効率化していくこうと。これは、ともすれば企業の収益面だけに目を向けていましたけれども、企業の社会貢献というのも、もうかつたものをどう使うかということについても経済活動があるべきです。経済は文化の下僕なのです。」ということから、こういう取り組みをしてきた。

ただ、この活動をする上で、経済基盤がしっかりとしていないと活動は続かないということで、この方は、ボランティアや寄附、行政からの助成のみに頼らないということで、このページの最後の方に書いていますけれども、「具体的には、文化や地域振興を明確な目的とした公益財団を設立する。企業が発行する株式のうち、5%でも10%

をごらんになつてください。

これは日経アーキテクチャという雑誌に載つていた、福武總一郎さんというベネッセホールディングスという有名な会社の会長さんのインタビュー記事でございます。

「町おこしに経営の視点は不可欠」ということで、瀬戸内海の直島というところで、四半世紀に及ぶ取り組みで年間四十三万人の観光客が訪れるまでになつた。何を行つたかというと、現代美術によつて過疎地や傷ついた地域を地域の人と一緒に再生したんだということであります。

私は、福武会長というのは経営哲学が大変立派な方だと思っていまして、この資料一の右側の方を見ていただくと、「政治も経済も文化も東京に集中しすぎて、このままでは日本が駄目になる。「人間」や「自然」というキーワードが欠落した場所で大きな意思決定がなされている状況では、人生を豊かにするような発想が出てくるわけがない。経済中心に考へることしかできなくなつてゐるので。本来は、人々が豊かな生活を送るために経済活動があるべきです。経済は文化の下僕なのです。」ということから、こういう取り組みをしてきた。

でもその財団が持つようすればよい。」と。このことによって継続的に株式発行会社から配当収入が得られて、活動を継続することができるということであります。そういう企業を政府や経済界が評価していくことが大切だというようなくなりもあります。

そこで、政務官にお尋ねしたいんです。

この福武会長も、財団をつくって、そこに私財であるベネッセの株式を寄附したそうです。普通、経営者が持っている株というのは、時価の低いと買っていますから含み益がたくさんあるわけです。含み益があるものを寄附しますと、含み益について所得税がかかつて莫大な税負担になつて、それが寄附を思いとどまる原因になつて、こうした活動が広がらない一つの要因になるわけで、ただし、その点については財務省も一定の手立ては講じておりますし、そこが、お配りしている資料の二の方であります。

資料の二をこらんになつていただきますと、「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例のあらまし」ということで、個人が土地、建物、財産を法人に寄附した場合には値上がり益に対して所得税が課税されるんだけれども、公益法人等に寄附した場合に、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられているということであります。

これをいかに活用していくかということがボイ

ントなんだと思つておりますけれども、この点について、まず、現状、この制度、国税庁長官が一年間でどれぐらいの件数を承認しているのか、今議論しました承認された件数のうち株式に係るものはどれぐらい件数があるか、また株式について時価評価の総額は幾らになるかということをお答えいただけますか。

○葉梨大臣政務官 お答えいたします。

国税庁の事業年度というのが七月から翌年の六月までということでございますので、平成二十四年の七月から平成二十五年の六月までの一年間でございます。この租特の四十条第一項後段の承認件数は百九十六件、うち株式は二十三件で、その価格の合計は約百十億円となつております。

○階委員 百十億円という金額をどう見るかといふことなんですが、東証の時価総額が今何百兆という中で、もうちょっとふえてもいいような気がします。こういう公益目的で寄附をする金額が、それで税制が優遇される金額がふえてもいいような気がします。

ただ、国税庁の承認を受けるためにはいろいろな要件が課されておりまして、株の寄附の場合に気になつてている点を一つ二つ申し上げますと、まず、資料二の二枚目、すなわち通し番号でいうと四ページですけれども、真ん中あたりに「口」ということがありまして、「寄附財産が、寄附があつた日から二年を経過する日までの期間内に受贈法人の公益目的事業の用に直接供され又は供される見込みであること。」ということがあります。

土地や建物でしたら直接供されるということで

いいと思うんですが、株の場合、配当金を事業に充てるというのは直接供されるとも言えないような気もして、ちょっとこの点、気にかかるんですけども、これはどのような運用になるんでしょうか。

○葉梨大臣政務官 階委員おっしゃるとおり、株の場合は何に使うか。配当金ということになると、お金に色があるわけではないわけなんですが、これは寄附をいたしましてから、ここにもありますけれども、おおむね二年間、その配当金の収入が公益事業に使われているということが要件になつております。お金は一对一の関連性があるというわけではないんすけれども、その公益法人などが支出した公益事業の金額、それと収入の金額、これに合理的にこの配当が使われたというようなつまり、例えば十億の収入があつて百億公益事業に使つてあるといった場合にはこの承認を行つ。

それから、この二年という期間ですけれども、寄附をした時点では二年間たつていなわけですが、所得税の猶予がございまして、その猶予があつて、おおむね二年後に承認を受けたものについては所得税が免除されるという形になります。

○階委員 もう一点だけお聞きしますけれども、資料二の二枚目、すなわち通し番号でいうところがこの四ページ目の上の方にあります。「その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。」ということなんですが、ちょっと漠然としていてわかりにくいので、この点について説明をお願いし

○江崎委員長 葉梨政務官、時間が来ておりますので簡潔にお願いします。

○葉梨大臣政務官 確かにこの社会的一定の規模というのは非常にわかりづらい表現という御指摘もあるうかと思いますが、ここに括弧で四十条通達十二の（一）というのがございまして、そこに一定の社会的規模を有するものとして典型的な例を十項目ほど挙げております。ここにありますのが学校、あるいは社会福祉法に規定する一定の事業、宗教等々でございます。

ですから、個々の事業について全てを、典型的な例を網羅して挙げるということはできないわけですけれども、個々の事業が大体それに準ずるもの、類するものであるかどうかということを個別に判断していくことになります。

○階委員 そこは、できればそのガイドライン的なものをつくつて、広くこういう制度が利用されるようにすべきではないかということと、あと、大臣には、こういう観点で会社法の改正、企業の社会貢献を促進するという観点での改正というものを今後検討されたらいいのではないか。

また、この点については、一般質疑の中でも改めて御議論させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○江崎委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩